

陸幕会第 3 1 7 号 (2 7 . 3 . 5) 別冊第 3
陸幕会第 4 2 0 号 (2 7 . 3 . 2 6) 一部改正
陸幕会第 4 6 1 号 (2 7 . 4 . 6) 一部改正
陸幕会第 3 3 6 号 (2 8 . 3 . 2 2) 一部改正
陸幕会第 2 0 号 (2 9 . 1 . 1 3) 一部改正
陸幕会第 3 3 0 号 (2 9 . 3 . 2 4) 一部改正
陸幕会第 5 9 号 (3 0 . 1 . 1 9) 一部改正

駐屯地用標準契約書

陸上自衛隊

この「駐屯地用標準契約書」は、主に駐屯地の会計隊や会計隊本部の業務課、地方協力本部などで契約される防衛装備品以外の調達に用いる標準契約書である。

目	次
1 契約書様式	
（１）契約書	様式第 1
（２）単価契約書	様式第 2
（３）単価請書	様式第 3
（４）不用物品売払契約書	様式第 4
（５）変更契約書	様式第 5
（６）請書	様式第 6
2 基本契約条項	
（１）製造請負契約条項	付録第 1
（２）物品売買契約条項	付録第 2
（３）役務請負契約条項	付録第 3
（４）糧食品売買契約条項	付録第 4
（５）食器洗浄等業務部外委託契約条項	付録第 5
（６）給食業務部外委託契約条項	付録第 6
（７）不動産賃貸借契約条項	付録第 7
（８）不用物品売払契約条項	付録第 8
（９）診療委託契約条項	付録第 9
（10）賃貸借契約条項	付録第10
3 特約条項	
（１）談合等の不正行為に関する特約条項	付録第11
（２）暴力団排除に関する特約条項	付録第12
（３）保有個人情報に関する特約条項	付録第13
（４）単価契約に関する特約条項	付録第14
（５）部分払に関する特約条項	付録第15
（６）売払い物品の解体に関する特約条項	付録第16
（７）中古品の売払いに関する特約条項	付録第17

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

〇〇〇契約書

契 約 要 件	契約金額 円		(うち消費税額 円)			
	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			納入(払)場所		
	代金支払回数	回		納期(工期)		

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長 □□ □□ を
甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結
する。

第1条 本契約については、駐屯地用標準契約書〇〇〇〇契約条項を適用する。

第2条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項及び〇〇〇
〇〇〇に関する特約条項を付す。

平成 年 月 日

分任契約担当官
甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
乙 会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

〇〇〇単価契約書

契 約 要 件	品 名 (件 名)	規 格	単 位	予 定 数 量	契約単価(税抜)
	契 約 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
	契 約 保 証 金			納入場所	
	代金支払回数	回		納 期	

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長 □□ □□ を
甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結
する。

第 1 条 本契約については、駐屯地用標準契約書〇〇〇〇契約条項を適用する。

第 2 条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項及び単価契
約に関する特約条項を付す。

第 3 条 単価契約に関する特約条項第 4 条で規定する請求金額は、〇〇ごとに納入された実績額と
する。

平成 年 月 日

分任契約担当官
甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
乙 会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

〇〇〇単価請書

契 約 要 件	品 名 (件 名)	規 格	単 位	予 定 数 量	契約単価(税抜)
	契 約 期 間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日			
	契 約 保 証 金			納入場所	
	代金支払回数	回		納 期	

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお願いいたします。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 履行期限の遅延による賠償金 | 履行期限の翌日より起算して遅延 1 日につき、遅延部分の 0. 1 パーセントとする。 |
| 2 支払条件 | 履行後適法な支払請求書を提出した日から 3 0 日以内とする。 |
| 3 支払遅延利息 | 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。 |
| 4 契約解除に対する違約金 | 本契約条項を履行しないときは不履行部分の 1 0 パーセントに相当する金額を徴収して解除する。 |

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□ 殿

住 所
会社名
代表者

印

契約番号	
------	--

不用物品売払契約書

契 約 要 件	契約金額 ￥					
	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			引 渡 場 所		
	代金納付期限	平成 年 月 日	引 渡 期 限			

上記の契約について、分任契約担当官陸上自衛隊〇〇駐屯地第〇〇〇会計隊長 □□ □□ を
甲とし、 を乙として、次の条項により契約を締結
する。

第 1 条 本契約については、駐屯地用標準契約書不用物品売払契約条項を適用する。

第 2 条 特約条項は、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項、〇〇〇〇〇〇に関する特約条項及び〇〇〇
〇〇〇に関する特約条項を付す。

平成 年 月 日

分任契約担当官

甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

乙 住 所
会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

変更契約書

契 約 内 容	変更金額 ￥	(うち消費税額	円)
	当初契約金額	￥	
	変更金額	￥	
	変更後の契約金額		￥

平成 年 月 日契約を締結した契約番号第
を上記のとおり変更する。

号の契約内容の一部

平成 年 月 日

分任契約担当官
甲 陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□

印

住 所
乙 会 社 名
代 表 者

印

契約番号	
------	--

収	入
印	紙

〇〇〇請書

契 約 要 件	契約金額 ￥		(うち消費税額 円)			
	品 名 (件 名)	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
	契 約 保 証 金			納入(貯)場所		
	代金支払回数	回		納期(工期)		

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお請けいたします。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 履行期限の遅延による賠償金 | 履行期限の翌日より起算して遅延 1 日につき、遅延部分の 0. 1 パーセントとする。 |
| 2 支払条件 | 履行後適法な支払請求書を提出した日から 3 0 日以内とする。 |
| 3 支払遅延利息 | 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。 |
| 4 契約解除に対する違約金 | 本契約条項を履行しないときは不履行部分の 1 0 パーセントに相当する金額を徴収して解除する。 |

平成 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇〇会計隊長 □□ □□ 殿

住 所
会社名
代表者

印

製造請負契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、標記の契約物品を製造して納期までに指定された場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の主要でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(承認用図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより、乙が承認用図面又は承認用見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等が優先する。

2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認める場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれ

を物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(官給品等の滅失等)

第15条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

(監督)

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所等を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日、その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。また、納期までに相当の期間があるときに持ち込もうとする場合は、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の完了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持込みの完了(据付けを必要とするときは、据付けの完了)により、この契約による給付が完了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が完了したときもまた同様とする。

2 前項の届出を受理したときをもって、乙の納入日とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の承認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第24条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第25条 納入場所が乙の工場である場合における給付の完了の予定期日、その他必要な事項の通知及びその届出については、第19条及び第20条を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第26条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内の日 に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第27条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第28条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

2 前項の請求をする場合及び支払いについては、第26条の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第29条 甲は、約定期間（第26条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第21条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 甲は第42条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第31条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第32条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の1

0 パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第20条の届出があったときにされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第33条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(契約物品の納入不能等の通知)

第34条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅

失若しくは損傷で第36条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第35条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第36条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条についても同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約物品のかし)

第37条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第40条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各号の規定は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
(契約等の変更)

第38条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適當となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
(製造の一時中止)

第39条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止させることができる。

- 2 甲が製造を一時中止させた場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき、甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項による損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 製造を一時中止した後、再開した場合の納期については、第38条第1項を準用する。

(甲の解除権)

第40条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき事由により契約物品を納入することができなくなった場合
 - (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第41条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第38条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(違約金)

第42条 甲は、第40条第1項により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 3 第32条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第43条 甲は、第40条第2項により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第41条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除

した場合は、この限りでない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第44条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第45条 甲は、契約物品についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第46条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第47条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

物 品 売 買 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、標記の契約物品を納期までに指定された場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、単価契約については、標記単価に数量を乗じた金額をもって乙に支払われる代金の金額とする。

2 上記の契約において、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合

2 甲は、前項の場合において、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第6条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。
この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。
(輸送費)

第7条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれる。
(完成検査)

第8条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(持込みの予定期日等の通知)

第9条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日、その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。また、納期までに相当の期間があるときに持ち込もうとする場合は、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の完了の届出)

第10条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）により、この契約による給付が完了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が完了したときもまた同様とする。

2 前項の届出を受理したときをもって、乙の納入日とする。

(受領検査)

第11条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第12条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第13条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。

3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。

4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。

5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。

6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第14条 契約物品の所有権は、受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(代金の請求及び支払)

第15条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第16条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権とこの契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第17条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

- 2 前項の請求をする場合及び支払いについては、第15条の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第18条 甲は、約定期間（第15条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 甲が、第11条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第19条 甲は第30条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するも

のとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第20条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第21条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

- 3 前項の適用においては、納入は第10条の届出があったときにされたものとみなす。
- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第22条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(契約物品の納入不能等の通知)

第23条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第25条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第24条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第25条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。）すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その

損害は乙の負担に帰する。

- 5 第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約物品のかし)

第26条 納入された契約物品にかし（数量の不足を含む。以下同じ。）がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品のかしは乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、契約物品のかしは重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第28条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。

- 4 甲は、検査等実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品のかしとして数量の不足を主張することができない。

- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

- 7 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

- 8 前各号の規定は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。

- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約等の変更)

第27条 甲は、契約物品が納入されるまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適當となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第28条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する事由により納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰する事由により契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第29条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第27条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。

(2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(違約金)

第30条 甲は、第28条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

3 第21条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第31条 甲は、第28条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場

合又は第29条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第32条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

(調査)

第33条 甲は、契約物品についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第34条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第35条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

役 務 請 負 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図書又は見本その他の参考図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い役務を請負い、納期までに指定された場所に納入又は役務を完了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (2) 役務の全部又はその主要部分の役務を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号の場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要でない部分（軽易なものを除く。）を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して、その賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(承認用図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより、乙が承認用図面又は承認用見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等が優先する。

- 2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認める場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。
(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約物品の引渡し及び保管等)

第12条 甲は、乙に引渡す契約物品がある場合は、その引渡し場所及び期限はこの契約書のとおりとする。

2 乙は、契約物品の引渡しを受けるときは、その品目、数量等について確認するものとし、当該物品役務の異状(品質又は規格が役務に不適當な場合を含む。)又は数量不足を発見した場合は、直ちに甲の指名する者に申し出て、その指示を受けなければならない。

3 乙は、契約物品の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲の指定する物品管理職員に提出しなければならない。

4 乙は、引渡しを受けた物品管理職員を善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

5 乙は、契約の変更又は解除等により、引渡された契約物品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、その指示するところに従い、これを甲の指定するところに従い、これを甲の指定する物品管理職員に返還するものとする。

(要役務箇所の届出)

第13条 乙は、仕様書等に定める役務以外に、契約物品の役務を行うべき箇所(以下「要役務箇所」という。)を発見した場合には速やかに甲に申し出なければならない。

2 乙は、緊急を要する場合を除き、甲の承認を得た後でなければ要役務箇所について役務を行ってはならない。

(官給品等の支給及び貸与)

第14条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第15条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状(品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第16条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

(官給品等の滅失等)

第17条 乙は、契約物品の役務に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

(監督)

第18条 甲の指名した監督官は、契約物品の役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。
- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第19条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場

合を除き、役務が完了した契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。
- 3 完成検査においては、役務が完了した契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立会わなければならない。
- 6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査の期日及び場所）

第20条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所等を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ、あらたに期日又は場所等を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

（持込みの予定期日等の通知）

第21条 乙は、役務が完了した契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日、その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。また、納期までに相当の期間があるときに持ち込もうとする場合は、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

（給付の完了の届出）

第22条 乙は、役務が完了した契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）により、この契約による給付が完了した場合は、直ちに納品書又は役務完了調書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。役務が完了した契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が完了したときもまた同様とする。

- 2 前項の届出を受理したときをもって、乙の納入日とする。

（受領検査）

第23条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る役務が完了した契約物品

について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認したうえ、役務が完了した契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第24条 甲は、乙が行った役務に関し、役務が完了した契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し、不合格とされた役務が完了した契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第25条 甲は、完成検査において乙が行った役務に関し不合格と判定された場合において、当該役務が完了した契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された役務が完了した契約物品について前項による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該役務の完了した契約物品を受領する。
- 4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された役務が完了した契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された役務が完了した契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の役務が完了した契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第26条 所有権は、特に定めのあるものを除き、甲受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

2 役務が完了した契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、役務が完了した契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における役務の完了の予定期日、その他必要な事項の通知及びその届出については、第21条及び第22条を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、役務が完了した契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、役務が完了した契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領した場合は、受領した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第29条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第30条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

2 前項の請求をする場合及び支払いについては、第28条の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第31条 甲は、約定期間（第28条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨

てるものとする。

- 3 甲が、第23条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第32条 甲は第44条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第33条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第34条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
- (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの

日数

- (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用においては、納入は第22条の届出があったときにされたものとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第35条 乙は役務を行った契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

(契約物品の納入不能等の通知)

第36条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに役務の完了した契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務の完了した契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第38条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第37条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務の完了した契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務の完了した契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請

求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第38条 役務の完了した契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを当該役務に係る部分を修補すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加費用は乙が負担する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第39条 前条で定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が、乙の責に帰すべき理由により滅失又は損傷した場合は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務の完了した契約物品のかし)

第40条 納入された役務の完了した契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品のかしが乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第42条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、役務の完了した契約物品

の納入の日（乙が当該かしにつき知って告げなかった場合は、当該かしが発見された日）から1年以内に発しなければならない。また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査のうえ、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 かしのある役務の完了した契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各号の規定は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（契約等の変更）

第41条 甲は、乙が行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不相当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

（甲の解除権）

第42条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する事由により納期又は延納期限までに役務の完了した契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰する事由により役務の完了した契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（乙の解除権）

第43条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第41条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(違約金)

第44条 甲は、第42条第1項により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

- 3 第34条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第45条 甲は、第42条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第43条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第46条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第47条 甲は、役務についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第48条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによ

る。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第49条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

糧 食 品 売 買 契 約 条 項

(納入糧食品)

第1条 乙がこの契約書に基づき納入する糧食品は品質、形状等すべて甲の示す規格又は見本品どおりであって、新鮮にしてかつ衛生的なものであり、検査（食品衛生検査官の行う検査を含む。以下同じ。）に合格するものに限る。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(契約価格及びその改定)

第4条 契約価格は容器代（木箱、通箱等）を含まないが、梱包用ダンボール、紙袋等所要の資材費は含み、甲の指定する場所を集積するまでの輸送費用を含んだ価格とする。

2 糧食品の集積前に契約価格又はその価格構成要素が、法令等により設定、改正若しくは廃止されたとき及び集積場所の変更若しくは甲乙同意のうえ規格を変更したときは、甲乙協議のうえ、契約価格を改定することができる。

3 前項により契約価格の改定を行う場合は、乙は甲にその改定に関する見積書を提出しなければならない。

(納入)

第5条 乙は糧食品を集積場所に納入を完了したときは、直ちに納品書をもってその旨甲に届け出なければならない。

2 甲が前項の納品書を受理したときをもって、乙の納入の日とする。

(検査準備)

第6条 乙は、甲が指示する場合は、容器等検査実施に必要な器具を検査場に準備する

ものとする。

(検査)

第7条 甲は、第5条の納入のとき速やかに検査を完了するものとする。

2 乙又はその代理人は、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 甲は、合格品を受領したときは、受領書を乙に交付しなければならない。ただし、納品書の控に受領年月日を記入押印することにより、これに代えることができる。

(検査の費用等)

第8条 第6条及び前条の検査に必要な費用等は、乙の負担とする。

(値引)

第9条 乙の納入した物品で、検査の結果多少の不備があるため不合格となっても甲において本来の使用に差しつかえがないと認めたときは契約価格を相当額値引して、これを受領することができる。

(不合格品の処理)

第10条 乙は第7条の検査の結果不合格となった糧食品があるときは、甲の指定した期限内に引き取らなければならない。

2 乙は前項の不合格品の補てんを甲の指定する期日までに実施し、再検査を受けるものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

第11条 糧食品の所有権は、甲が第7条に規定する受領書を乙に交付したときをもって乙から甲に移るものとする。

2 前項の所有権の移転前に生じた糧食品の亡失、損傷等はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

3 物品の性質上必要な容器及び外包等は甲に帰属する。

(代金の支払)

第12条 糧食品の代金は、検査を終了し受渡完了後、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して30日以内の日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第13条 甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り当該

事由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(無償の納期延期)

第14条 天災その他乙の責に帰し難い理由により、乙が納入期限に義務を履行することができないときは、乙はその理由を詳記して納期前にその延期を甲に請求することができる。この場合、甲は乙の請求を正当と認めたときは、無償で納期を延期することができる。

(有償の納期延期)

第15条 乙が前条の場合のほか甲の承認を得て納期を過ぎて糧食品を納入したときは、乙は遅滞料として納期の翌日から起算して納入の日までに遅延1日についてその遅延部分に対する契約金額に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を、指定の期日までに納付しなければならない。

- 2 乙が遅滞料を指定の期日までに納付しないときは、乙は所定の遅滞金（年5.0パーセント）を支払わなければならない。

(無償の契約解除)

第16条 天災その他乙の責に帰し難い理由（乙及びその使用人並びにその家族等に伝染病が発生した場合を含む。）により、乙が納期前に契約の解除を申出て甲がこれを承認したときは、甲はこの契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

(有償の契約解除)

第17条 次の各号の1に該当するときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除し契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、解除部分の金額（消費税相当額含む。）の10パーセントに相当する金額を国庫に帰属させ、乙が契約保証金の納付を免除されている場合（乙が甲を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいる場合を除く。）は、乙は違約金として解除部分の金額（消費税相当額含む。）の10パーセントに相当する金額を指定の期日までに納付しなければならない。

- (1) 乙が前条の場合のほか、この契約の解除を申出たとき。
- (2) 第14条及び第15条の場合を除き、乙が納入期限に糧食品の納入を終わらないとき、又は納入期限に義務を履行する見込みがないと認めたとき。
- (3) 乙が完全にこの契約の履行を行わないとき。ただし、第9条の場合を除く。
- (4) 検査に際して、乙又は代理人が甲の職務の執行を妨げ、又は詐欺不正の行為があ

ったとき。

(5) 第 26 条に基づき契約を解除した場合。

(6) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 乙が違約金を指定した期日までに納付しない場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

3 甲は契約の解除にあたり、乙にこの契約の履行を阻害する悪意があると認めるときは第 1 項の規定にかかわらず、契約保証金はその金額を国庫に帰属させ、違約金は契約金額（消費税相当額含む。）の 10 パーセントに相当する金額を納付させるものとする。

(甲の契約解除)

第 18 条 甲は、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。

この場合乙から 10 日以内に損害の賠償の請求があったときは、その確証があるものに限り賠償することができる。ただし乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

(契約解除の際の代金支払)

第 19 条 契約解除の際受渡済の糧食品があるときは、甲は契約単価によって、その代金を乙に支払わなければならない。

(甲の損害賠償請求権)

第 20 条 乙の責に帰すべき理由により甲が損害を受けたときは、甲は乙に対し支払期日を指定してその損害の賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償額は、その額が違約金の額に満たないときは、違約金をもって損害賠償額に代えるものとし、これを超えるときは、その差額を甲は乙から徴収することができる。

3 乙の一部不履行による損害賠償額が違約金より少ないときは、前項の規定にかかわらずその差額を乙に返還することができる。

4 乙が第 1 項の規定により損害賠償の請求を受けた場合において、その損害賠償金を指定された期日までに納付しないときは、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(かし担保)

第 21 条 甲は乙の納入した糧食品で納入後 6 か月以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに乙に通知し、適当な期限を定め良品との取替え、又は損害の賠償を請求することができる。

2 乙は前項の規定による損害賠償額を、甲の指定する期日までに納付しなければならない。

3 乙が指定された期日までに損害賠償請求を納付しない場合には、第 15 条第 2 項の

規定を準用する。

(相殺)

第22条 甲が乙に対し、この契約に基づく債権を有するときは、この契約又は他の契約に係る甲の支払代金その他の債務と相殺することができる。

(原価等の調査)

第23条 甲は延滞金その他損害賠償金の算定及び債権保全上特に必要があるときは、乙から原価を明らかにした書類、その業務若しくは資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事業所に立入り、帳簿書類その他の物件を調査することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 乙が前項の規定に従わないときは、損害賠償金等の金銭債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(食品の偽装表示等の禁止)

第24条 乙は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び消費者基本法（昭和43年法律第78号）に違反することなく食品の表示を行うものとし、生産地、原材料、消費期限、賞味期限及び食用の可否等について虚偽の表示（以下「食品の偽装表示等」という。）を行ってはならない。

2 乙が直接、当該食品に対して梱包を行っていなかった場合においても、食品の偽装表示等が発生した場合の責めを免れない。

(食品の偽装表示等が判明した場合の措置)

第25条 乙が納入した糧食品について食品の偽装表示等が明らかになった場合は、乙は当該糧食品を直ちに引取り、良品と交換しなければならない。ただし、甲が当該糧食品を消費する等により良品と交換させることができない事情がある場合は、甲は食品の偽装表示等が判明した部分について契約を解除する。

2 前項の場合、甲は未履行部分についても契約を解除することができる。

(食品の偽装表示等に係る契約解除に伴う原状回復義務)

第26条 前条第1項ただし書きの場合、乙は契約解除部分に係る契約代金を甲に請求することができない。また、乙が既に当該契約代金の支払いを受けている場合は、甲の請求に基づきその全額を返還しなければならない。

2 前項の場合、甲は契約解除に伴う原状回復義務を負わない。

(その他)

第 27 条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第 28 条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

食器洗浄等業務部外委託契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書の定めるところに従って役務を請負い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(2) 役務の全部又はその主要部分の役務を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号の場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第4条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第5条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。

この場合、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(官給品等の支給及び貸与)

第6条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける設備等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第7条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は甲の負担とする。
（官給品等の返還）

第8条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（官給品等の滅失等）

第9条 乙は、契約物品の役務に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

（監督）

第10条 甲の指名した監督官は、契約物品の役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。

この場合においては、第5条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査)

第11条 甲の指名した検査官は、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領に基づき、必要な検査を行うものとする。

2 検査においては、完了した役務内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 乙は、検査に立ち会わなければならない。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第13条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第14条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間（第12条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第16条 甲は第25条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定に

より損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約履行不能等の通知)

第17条 乙は、理由のいかんを問わず役務の全部又は一部を履行する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するとともに、その理由を詳記した契約解除申請書を速やかに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は役務の履行義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は当該役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、役務の履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第19条 役務の履行に際して、仕様書の定めるところに基づき使用している国有財産を滅失し、又は損傷した場合における修復等に要する費用は、次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加費用は乙が負担する。

- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

- 4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

- 5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約等の変更)

第20条 甲は、乙が行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、

納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適當となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する事由により役務の全部又は一部を履行しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰する事由により役務を履行することができなくなった場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第20条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(改善指示)

第23条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、乙が定める現場責任者に口頭により改善指示するほか、再三にわたる指示に従わない場合は乙に対して文書により勧告することができる。

- 2 乙は、甲から前項に定める文書による勧告を受けた場合は、指定された期限までに文書をもって改善計画を提出し、速やかに改善を図らなければならない。

(代金の減額)

第24条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託業務の全部又は一部を履行しなかった場合は、その履行しなかった部分に係る契約代金を減じることができることとし、乙は当該金額分を甲に請求することができない。

(違約金)

第25条 甲は、第21条第1項により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第26条 甲は、第21条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第22条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第28条 甲は、役務についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

給食業務部外委託契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書の定めるところに従って役務を請負い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

(2) 役務の全部又はその主要部分の役務を第三者に請け負わせる場合

2 甲は、前項第1号の場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(下請負)

第4条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第5条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。

この場合、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(官給品等の支給及び貸与)

第6条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける設備等（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第7条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合のうえ、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は甲の負担とする。
（官給品等の返還）

第8条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（官給品等の滅失等）

第9条 乙は、契約物品の役務に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

（監督）

第10条 甲の指名した監督官は、契約物品の役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において立会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。

この場合においては、第5条第3項を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査)

第11条 甲の指名した検査官は、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領に基づき、必要な検査を行うものとする。

2 検査においては、完了した役務内容が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

3 乙は、検査に立ち会わなければならない。

4 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第12条 乙は、役務が完了した場合は、代金を甲に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第13条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第14条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

(支払遅延利息)

第15条 甲は、約定期間（第12条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金による充当)

第16条 甲は第25条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第3項の規定に

より損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払いがなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(契約履行不能等の通知)

第17条 乙は、理由のいかんを問わず役務の全部又は一部を履行する見込みがなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を通知するとともに、その理由を詳記した契約解除申請書を速やかに甲に提出するものとする。

(危険負担)

第18条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は役務の履行義務を免れるものとし、甲はその代金の支払いの義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を履行することができなくなった場合は、乙は当該役務の履行義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、役務の履行義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第19条 役務の履行に際して、仕様書の定めるところに基づき使用している国有財産を滅失し、又は損傷した場合における修復等に要する費用は、次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担とする。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加費用は乙が負担する。

- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

- 4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

- 5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(契約等の変更)

第20条 甲は、乙が行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、

納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不適當となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰する事由により役務の全部又は一部を履行しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰する事由により役務を履行することができなくなった場合
- (3) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第22条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第20条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(改善指示)

第23条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない、又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、乙が定める現場責任者に速やかに文書により勧告する。

- 2 乙は、甲から前項に定める文書による勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。甲は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

(代金の減額)

第24条 乙の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、甲は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を

契約代金から減じることができることとし、乙は当該金額分を甲に請求することができない。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行 (次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。)	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延 (遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。)	0.5%×1か月分の委託料
調理する食数誤り (喫食者への配食ができなかった場合に限る。)	0.5%×1か月分の委託料

(違約金)

第25条 甲は、第21条第1項により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 乙の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、甲は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を違約金とし、乙から違約金として徴収するものとする。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行 (食中毒等の発生により履行しなかった場合を除く。)	不履行部分の期間割合×契約金額 ×10%～20%
食中毒の発生（食事への異物混入を含む。）	1.0%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない、又は改善計画が遵守されない場合	3.0%～10%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

3 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第26条 甲は、第21条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第22条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しな

なければならない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

(秘密の保全)

第27条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(調査)

第28条 甲は、役務についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

- 2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。
- 3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

不動産賃貸借契約条項

(総則)

第1条 甲は乙の所有する契約書に記載された不動産（以下「本物件」という。）を陸上自衛隊として使用するものである。

(権利・義務の譲渡禁止)

第2条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利・義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約価格の改定)

第3条 本物件に対する公租公課の徴収の著しい増減があったとき又は甲の過失によらない滅失部分が生じたとき、その他著しい経済事情の変更を生じた場合は、甲乙協議して契約金額を改定することができる。

(維持費の負担)

第4条 本物件に賦課される公租、公課及び火災保険料は乙において負担する。

2 甲の使用するガス、水道、電気及び電話にかかる各料金は甲において負担する。

(模様替)

第5条 甲が建物の模様替をするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。ただし、この場合の費用は甲の負担とする。

2 前項の模様替を行った場合、賃貸借の終了に際しては、原状回復の義務がないものとする。

(代金の支払)

第6条 代金は毎月末、乙が適法な支払請求書を甲に提出し、甲はこれを受理した日から起算して、30日以内の日に支払うものとする。ただし、1か月に満たない期間の代金については、日割計算によるものとする。

(相殺)

第7条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、第6条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）

第8条第1項本文による財務大臣が定める率)の率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが、天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第9条 甲はこの契約期間中、1か月以前に乙に予告して、本契約を解除することができる。

(損傷の補修)

第10条 本物件の経年による自然損耗を除き、甲の責に帰すべき理由により本物件に損傷を生じた場合は、甲の負担においてこれを修理し、又は乙の損害賠償の請求に応じなければならない。

(契約の更新)

第11条 契約期限満了後甲が引き続き本物件を使用する必要がある場合は、満了前1か月までに乙から異議の申出がないときは、満期の翌日において向こう1年間順次同一条件条項により契約の更新をなしたものとみなす。

(その他)

第12条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

不 用 物 品 売 払 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約の定めるところにより、標記の契約物品の代金を納付期限までに甲の指定する場所に納付するとともに、契約書に定める搬出期限までに契約物品を搬出するものとする。

2 甲は、契約書の搬出期限までに契約物品を乙に引渡すものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(代金の納付)

第4条 売払代金は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は甲の口頭告知により、乙は指定された期日及び場所に納付するものとする。

2 乙が前項の納入期限を過ぎて代金を納付したときは、納付期限の翌日から納付のあった日までの日数に、年5.0パーセントの利息を付して延滞金を支払わなければならない。

(搬出)

第5条 売払物品の搬出は、代金納入後乙の負担において次の要領により行うものとする。

(1) 乙は、売払物品の搬出に際しては、甲の発行する代金納付受領書を甲の指定した係官に提示し、引渡期限内に搬出しなければならない。

(2) 品目及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又はその代理人とが立会いのうえ確認するものとする。

(3) 契約物品について、搬出場所における乙による解体等が仕様書等で定められてい

る場合は、当該規定に基づき解体等を行い、その履行状況について甲の指定した検査官の確認を受けなければ搬出できないものとする。

- 2 甲は、乙が前項第1号の引渡期限又は第6条第2項の延納期限までに契約物品を搬出しないときは、乙の負担において他に搬出し又は他に保管を託することができる。
(引渡期限の延期)

第6条 乙は、引渡期限までに契約物品の引渡しを受けられないときは、その理由を明らかにして甲に対し引渡期限内に延期について承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。
(搬出期限の延期)

第7条 乙は、搬出期限までに契約物品の搬出ができないときは、甲に対しその理由を明らかにして、搬出期限内に延期について書面により申請し甲の承認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の延期の申請がやむを得ない理由によるものであり、かつ隊務に支障がないと認めた場合は、延期について承認することができる。
(無償の期限延期)

第8条 甲は、第6条第2項及び前条第2項による延期申請が、乙の責に帰し難い事由によるものと認めたときは、その期間を無償とすることができる。

(有償の期限延期)

第9条 甲は、第6条第2項及び第7条第2項による延期申請が、乙の責に帰すべき事由によるものと認めたときは、その期間は有償とする。

- 2 前項の場合において、搬出又は引渡し期限の翌日から搬出又は引渡しされた日までの1日につき遅滞部分に対する代金の0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞料として徴収する。

(所有権の移転)

第10条 売払物品の所有権は、当該物品の引渡しが完了したときをもって甲から乙に移るものとする。

- 2 前項の所有権移転後に生じた物品の滅失、き損等は、すべて乙の負担とする。
3 甲から乙に、完全に所有権が移転する前に乙が契約物品の転売契約を他の業者等と締結した場合において、甲の求めにより乙との契約を解除した場合には、甲は乙に発生する損害賠償等の責は負わないものとする。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除する

ことができる。

- (1) 乙が書面により契約解除を申し出たとき。
- (2) 乙（代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ又は不正の行為があったとき、その他甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙が甲の承認を得ないで、指定期限までに売払代金を納付しないとき。
- (4) 乙が搬出期限内又は引渡し期限内に契約を履行しないとき、又は甲が履行の見込みがないと認めたとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。
- (6) 甲の都合により、代金納入前において契約の解除を必要とするとき。

（甲の契約解除に伴う危険負担）

第12条 甲は、前条第1号から第4号に基づき契約を解除した場合は、解除の対象となった契約物品について、乙の納付した代金を返還し、契約物品の返還を請求するものとする。

- 2 前項の代金の返還は、契約物品が返還されたことを甲又は甲に指定された者が確認した後に行うものとする。ただし、契約解除に伴い甲に違約金請求権等の債権が発生する場合は、本項に規定する返還すべき代金と相殺することができるものとする。

（乙の解除権）

第13条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第14条 甲は、第11条第1号から第5号の事由により契約の全部若しくは一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 乙が甲の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合は、期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金に対し、年5.0パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（契約保証金による充当）

第15条 甲は、前条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙は提供した契約保証金をもって、これに充当するものとする。

(乙の損害賠償債権)

第16条 乙は、第11条第6号により契約を解除された場合で損害を生じたときは、甲に対しその損害を請求することができる。

2 損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。
(信用等の調査)

第17条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上並びにこの契約の履行の確保、その他特に必要がある場合には、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所において帳簿書類、原価元帳等その他の物件を調査（会計制度の信頼性、原価発生部門から原価元帳又はこれに相当する帳票類への集計システムの適正性、損益計算書及び貸借対照表の内訳と原価元帳等の数字の整合性その他これに類する必要事項を確認することを含む。）することができる。この場合、甲は乙の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(担保又は保証人)

第18条 甲は、違約金、売払代金等の債権を保全するため、必要があるときは乙から担保を提出させ、又は保証人に保証させることができる。保証人の信用調査については前条の規定を準用する。

2 担保の付された債権について、担保の価格が減少し又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、乙は甲の請求に応じ増担保の提供又は保証人の変更をしなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙（代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合は、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(その他)

第20条 この契約の履行について、特約条項が付されている場合は、特約条項の定めとする。

2 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

診 療 委 託 契 約 条 項

(診療業務の範囲)

第1条 乙の行う診療等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診療
 - (2) 処置・手術その他の治療
 - (3) 診療補助業務の指導
- (債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面による甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

(材料器具等)

第4条 この契約による診療等に必要な材料器具等は、甲において準備するものとする。

(報酬の支払)

第5条 乙は、毎月分の報酬を適法な支払請求書をもって請求し、甲はこれを受理した日から30日以内の日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払いをしないことが、天災地変等やむを得ない事由による場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約の破棄)

第7条 乙がこの契約の条項に違反した場合には甲は契約を破棄するも、乙は異議を申し出ることはできない。

(秘密保全)

第8条 乙は自衛隊に関し知り得た秘密にわたる事項については、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

2 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

3 乙は、診療業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

4 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から個人情報等を持ち出してはならない。

5 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は個人情報等を甲に返却または廃棄しなければならない。

6 乙は、この契約の履行に際し、個人情報等を取り扱う従業員を明確にするものとする。

7 乙は、個人情報等を複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

8 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等個人情報等の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、個人情報等の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の関係場所に立入調査をさせることができる。

9 診療業務に関し事故等が発生した場合、乙は、速やかに、その内容を甲に報告するものとする。

(その他)

第10条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定める

ものとする。

上記の契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

賃貸借契約条項

(総則)

第1条 乙はこの契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定める品目を契約書に定める期間甲に賃貸し、甲はその借料を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(代金)

第4条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項により契約金額を確定する場合は、当該条項の定めるところにより確定された金額とする。

(代金の支払)

第5条 賃貸借代金は甲が乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第6条 甲は、前条に規定する約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年2.7パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率）の率を乗じて計算した金額を遅延利息の額として、乙に支払わなければならない。ただし、その約定の支払時期までに支払をしないことが、天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めのない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする

2 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払

うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約物品の引渡し)

第7条 甲は、乙から契約物品の引渡しを受けたときは速やかに仕様規格、性能、機能等について検査するものとする。

2 甲は前項検査の結果を乙に対して速やかに通知するものとする。

(保守及び管理)

第8条 甲及び乙は賃貸借取引商慣習に従って契約物品の保守を負担するものとする。

2 甲は甲の定める物品管理諸規定に従い、善良なる管理者としての注意義務をもって契約物品を管理するものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第9条 甲は、自己の都合によりこの契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害を生じたときは、甲は乙にその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

3 甲は、乙の責に帰すべき理由により契約の全部又は一部を解除した場合は、解除部分に対する代金の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。

5 甲は、乙が甲の指定する期限までに第3項に規定する違約金を納付しない場合は、当該違約金に対し、期限の翌日から納付のあった日までの日数につき年5.0パーセントの利息を付して徴収するものとする。

(秘密の保持)

第10条 本契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(その他)

第11条 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第12条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使

用人)が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

暴力団排除に関する特約条項

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、警視庁又は都道府県警本部の暴力団排除対策を主管とする課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）への照会、又は暴力団対策主管課長からの通知により、乙が次の各号の一に該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は不当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に対する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

保有個人情報の保護に関する特約条項

(契約条項等の基準)

第1条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

第2条 乙は、個人情報の漏えい等の防止のため、適切な措置をとらなければならない。

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

第5条 乙は、委託業務に係る個人情報を他の目的のために使用してはならない。また、当該情報を第三者に提供してはならない。

第6条 乙は、個人情報ファイルを複製する場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

第7条 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。

第8条 委託業務に関し事故等が発生した場合、乙は速やかにその内容を甲に報告する。

第9条 甲は、乙が正当な理由がなくこの特約条項の全部又は一部を履行しない場合、この契約の全部又は一部を解除することができる。

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、個人情報の保護に関する義務に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する。

(個人情報等に関する残存条項)

第11条 第1条から第8条及び第10条の規定は、本契約履行完了後も有効に存在する。

単価契約に関する特約条項

(契約金額)

第1条 この契約金額は単価とする。

(契約金額の変更)

第2条 この契約期間中は、契約条項によるほか、原則として契約金額を変更することはできない。

(発注及び納入)

第3条 乙は、甲の発行する発注書等により、指定納期（納入時間・時期）までに指定場所に物品を納入するものとする。

(代金の請求)

第4条 乙は、請求段階において確定数量に契約単価を乗じた金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する率に基づき計算された消費税額を加えた金額を請求するものとする。

(その他)

第5条 発注予定数量と実際発注数量とに差異が発生した場合であっても、乙は甲に対し、損害賠償を請求することができない。

部分払に関する特約条項

(部分払)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、この契約に係る既納部分又は既済部分に対して代金の一部を乙に支払うものとする。

(部分払の支払方法)

第2条 部分払の支払方法（支払回数を含む。以下同じ。）は、別表のとおりとする。

(内訳表の提出)

第3条 乙は、この契約締結後、速やかに前条の支払方法に適合した契約金額の内訳表を作成し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、前項の内訳表を不適当と認める場合は、これを変更させることができる。

3 前2項の規定は、契約金額を変更した場合における内訳表の変更についても準用する。

(部分払金額)

第4条 甲が部分払として乙に支払う金額は、前条第1項の内訳表に基づいて算定した既納部分又は既済部分に相当する金額とする。ただし、既済部分又は性質上不可分の製造若しくは役務についての契約に係る既済部分に対する部分払の金額は、当該部分に相当する金額の2/10の金額を差し引いた金額とする。

2 部分払は、予算の範囲内において行うものとする。

(部分払の請求及び支払)

第5条 部分払の請求及び支払については、契約条項の代金の請求及び支払に関する規定を準用する。

(所有権の移転)

第6条 性質上不可分の製造の既済部分について部分払を行った場合は、その際当該契約物品の所有権は、甲に移転するものとする。

2 前項の規定は、契約物品に係る危険負担及び損害負担について契約条項の定めるところを変更するものではない。

売払い物品の解体に関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（契約相手方）は、売払い物品の解体に関し、次の特約条項を定める。

（総則）

第1条 乙は、次に掲げる売払い物品については、別に定める解体要領に基づき解体するものとする。

番号	品 目	型 式	単 位	数 量	備 考

（契約金額の内訳）

第2条 前条に掲げる物品に係る契約金額は、〇〇円（消費税及び地方消費税込み）とし、本契約書本文に記載した契約金額の内訳とする。

（所有権の移転）

第3条 第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。

中古品の売払いに関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（買受け人）は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取り期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引き受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

（法令等に定められた手続き）

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続きがある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。